

るは、書紀允恭卷に、首也余不忘矣、これ對人を指て云り、さて首長の意に云るは、景行卷に村之無長邑之勿首、顯宗卷に縮見屯倉首、孝德卷に村首ノビト首長などあり、さて此の首は後世の宮々三宮等の長官の如くなるを云なり、

〔倭訓釋前編四十五〕おびと 私記に、忌部首讀於比止と見ゆ、おぶとは不正、允恭紀に首也不忘矣、あるは、對ふ人を尊みていへる也、景行紀に邑之勿首あるは、首長の意也、三代實錄に大人てふよしの文あり、さればおほびとの假名也、おびと、いふは、おほひとのほひ約ひなればなり、それを後におふと、唱ふるは、其ひを夫に轉せる也、誤ならねど轉々の語もて神代紀を訓べからねば、此紀にてはおひと、訓べし、是も外の略ながら大を於と云は古例ある也、

〔古史傳八〕首は、○中尊みて人を意毘登と云しことは、允恭天皇卷に、首也余不忘と言ることのある、此正しき證なり、さて此戸も、忌部首、物部首、海部首、刑部首、鶴甘部首などのたぐひ、某部と云姓に多くはた部と云ぬも、多くは部の有るべき諸姓に負るを思ふに其部を統領する首と云義の戸なり、

〔姓序考〕首

首は、意毘登と訓べし、○中太古のさまを思ふに、首は官名なりしもの、やがて姓になりしなるべし、正しく司にてみえしは、清寧紀に、播磨國赤石郡縮見屯倉首、忍海部造細目とみえたり、屯倉國處々にありて、其部曲の民を司れ、故上古は其職の部曲を統領るを首とはいへりし、其職は廢れてやがて氏となりしもの、姓氏錄にみえしは、商長首、度守首、錦部首、御手代首、蝮玉部首、刑部首、佐伯首、物部首、津首、民首、民使首、韓海部首、任道首、鞆編首、船子首、鶴甘部首、猪甘首、工首の類は、みな其職を仕奉りしもの也、後に其職を仕奉ることは失て、職號の氏となれる也、後には絶しことながら、すべて某部といへるには、みな首のありしこなるは、忌部、刑部、海部のたぐひにても知